

1. 会合名	非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ（第20回）
2. 日時	令和4年1月21日（金）15:00～16:00
3. 議案	○ 規則改正案等について
4. 主な内容	<p>○ 規則改正の概要、規則改正案、今後の課題について 事務局より、資料1に基づき説明が行われ、下記のとおり質疑応答を行った。</p> <p>【コメント・質疑応答要旨】 上記事務局説明後に、大要以下のとおり、自由討議が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 非上場株式の取引に関する各規則について、勧誘可能な非上場株式の類型が明記された一覧表のようなものがあるとよい。それぞれの併用の可否についても記載があると有難い。 →承知した。 ▶ 今後のスケジュールについて、新規則は7月施行とのことだが、内部管理体制の整備について確認したい。取扱協会の指定の際に、協会が確認する内部管理体制の確認項目等はいつ固まるのか。 →規則に規定していない細かな整備すべき項目や取扱要領の作成要領などについては、規則を施行する前には、予め委員に案を展開し確認いただきたいと考えている。 ▶ 検討課題の「特定投資家のセカンダリー取引（売出し・私売出しに該当しない取引）の円滑化に資する投資勧誘ルールの整備等」について、私売出しに該当すると手続き面が煩雑になるため、投資家による売却が制限される可能性がある。これは、投資家保護の観点からも問題であるし、制度の利用自体の制限にもつながると思う。制度の活性化のためには、プライマリー・セカンダリーともに必要であるため、引き続き検討課題として議論していきたい。 ▶ 今回の制度改正により、非上場株式の取引に関する規則のラインアップが増えるが、今後外務員試験や外務員への教育はどのように考えているか。 →外務員試験の範囲に入れるかについては、規則改正後検討する予定。また、協会の皆様に今回の規則をご理解いただくために、必要に応じてこれまでも実施しているような説明会や制度の周知活動を行っていききたいと考えている。 ▶ 今回、プライベートエクイティとして議論してきたが、上場株を扱う部署で対応すべきなのか、専用の部署で対応すべきなのか。クロスオーバー投資家が増え、組織体制として厳密なルールを運用していこうと思うと、上場株を扱う部署とは組織を分ける必要があるかと思う。 →各社で検討いただくことになると思う。いずれにせよ、特定投資家向けビジネスが新たに展開されることが重要である。 ▶ 株主コミュニティ規則の改正案の内容について、「株主コミュニティ組成の目的に適した顧客の属性を定め、公表をしていること」とあるが、運営会員のHP等に公表するということか。 →ご理解のとおり。 <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-6665-6770）